第11回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和４年４月25日（月）午後２時５分から３時

2　会議の場所　　新月公民館 研修室１・２

3　出席農業委員（14名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（12名）

15番　松　敏明	16番　村上正博（欠）	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　立花淳一	20番　佐藤信行
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員
　なし

6　欠席農地利用最適化推進委員
　16番　村上正博

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

8　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について
　第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
　第５　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第６　議案第５号　非農地証明願について
　第７　議案第６号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
　第８　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第９　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主幹	村上　将
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時５分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，14 人であります。 定足数に達しておりますので，第 11 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日欠席の農地利用最適化推進委員は 16 番村上正博君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，８番金野政義君と９番齋藤憲一君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。農用地利用計画の変更内容についてでありますが，土地利用の現況は，農用地区域除外が，田が 3,823 ㎡，畑が 1,766 ㎡，合計 5,589 ㎡となっております。 議案書３ページをお開き願います。農用地区域からの除外に係る申請について，受付番号１番，松崎上赤田。議案関係図面は１ページになります。土地の地目，地積，事業計画者等については，議案書記載のとおりです。受付番号２番以降は省略します。契約内容は賃貸借。申請目的は駐車スペースであります。申請地を従業員及び来客者用駐車場として使用するものです。議案第１号受付番号２番と合わせて 22 台分の駐車場にするものでございます。 受付番号２番，松崎上赤田。議案関係図面は５ページになります。契約内容は賃貸借。申請目的は駐車スペース。申請地を従業員及び来客者用駐車場として使用するもので，議案第１号受付番号１番と合わせて 22 台分の駐車場にするものでございます。 受付番号３番，本吉町長根。議案関係図面は９ページになります。契約内容は売買でございます。申請目的は一般住宅建築でございます。居宅２階建１棟 77.06 ㎡。生活排水は浄化槽を設置後，既設の市道側溝に流します。 受付番号４番，所沢。議案関係図面は 15 ページになります。契約内容は売買。申請目的は一般住宅建築でございます。居宅２階建１棟 107.64 ㎡。駐車場２台分。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流します。 受付番号５番，所沢。議案関係図面は 20 ページになります。契約内容は売買。申請目的は一般住宅建築でございます。居宅２階建１棟 107.64 ㎡。駐車場２台分。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流します。 受付番号６番，本吉町平椚。議案関係図面は 25 ページになります。契約内容は相続。申請目的は一般住宅建築です。居宅平屋建１棟 100.4 ㎡。駐車場４台分。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流します。 受付番号７番，最知北最知。議案関係図面は 31 ページになります。契約内容は自己転用でございます。申請目的は漁業用具保管用地として使用するものです。

	受付番号８番，唐桑町石浜。議案関係図面は 34 ページになります。契約内容は売買。申請目的は駐車場用地です。自家用車駐車場として使用するものです。 受付番号９番，上東側根。議案関係図面は 37 ページになります。契約内容は自己転用です。申請目的は通路でございます。大型トラックを所有することになり，自宅敷地内に駐車するための進入路にしたいためです。 受付番号 10 番，唐桑町舘。議案関係図面は 40 ページになります。契約内容は売買。申請目的は資材置場で石材業の資材置場にするものです。 以上，農振除外の受付番号１番から 10 番までの 10 件の農用地利用計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 農振除外の受付番号１番と２番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。24 日の日曜日に４人で確認して来ました。周囲の環境は住宅地に隣接していて，農振除外に問題ありませんということでございます。受付番号１番と２番，同じ所でございます。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。22 日の日に大谷の委員４人で現地調査を実施しました。この場所は小さな防集団地のところになりまして，何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号４番と５番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。23 日の日に委員４人で確認して来ました。そこは既にもう虫食い的に住宅地になっているところでありまして，周囲の農地には影響がないものと見て来ました。問題ないと思います。以上です。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。申請内容を現地の方に確認いたしましたけれども，農振除外することには何ら問題ないということで，許可相当と確認いたしております。以上です。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。20 番佐藤委員。
20 番佐藤委員	20 番佐藤です。昨日，面瀬地区の委員と一緒に現地を確認しました。自己転用ということで，何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号８番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。先日，担当委員全員で見てまいりました。駐車場としてすぐ家の目の前なので，何ら問題ないと思われます。
議　　長	受付番号９番は，私の担当であります。先日，担当委員と現地調査をいたしました。事務局の話したとおり大型トラックを購入のため，駐車場での通路ということで，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号 10 番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。こちらも資材置場としてということですが，何ら問題ないと思われます。

議　　長	農振除外の受付番号１番から 10 番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。各地区担当委員の調査の結果，農振除外について問題ないと思いますので，許可相当と思われます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，異議ない旨の意見を付して，気仙沼市長へ答申することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書５ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，浪板。議案関係図面は 43 ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。経営面積は 486 ㎡。労働力は１人。従事日数は 300 日。農機具等は耕耘機。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号２番，本吉町津谷松岡。議案関係図面は 45 ページになります。経営面積は 2,158 ㎡。労働力は１人。従事日数は 150 日。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号３番，中山。議案関係図面は 47 ページになります。経営面積は 2,229 ㎡。労働力は２人。従事日数は 200 日。農機具等は耕耘機。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号４番，松崎尾崎。議案関係図面は 51 ページになります。経営面積は 5,649 ㎡。労働力は２人。従事日数は 180 日。農機具等は耕耘機。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号５番，本吉町窪。議案関係図面は 53 ページになります。経営面積は 2,343 ㎡。労働力は３人。従事日数は 270 日。農機具等はトラクターを導入予定。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号６番，本吉町鹿の子。議案関係図面は 56 ページになります。経営面積は 4,616 ㎡。労働力は２人。従事日数は 165 日。農機具等はトラクター１台，耕耘機１台，田植機１台。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号７番，本吉町新南明戸。議案関係図面は 58 ページになります。経営面積は 10,124 ㎡。労働力は１人。従事日数は 180 日。農機具等はトラクター１台，田植機１台，コンバイン１台。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号８番，大浦。議案関係図面は 64 ページになります。経営面積は 1,641 ㎡。

	労働力は３人。従事日数は200日。農機具等はトラクター１台，耕耘機１台，田植機１台，稲刈機１台，管理機１台。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番は，私の担当であります。親から子供への贈与ということで，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。10番三浦委員。
10番三浦委員	10番三浦です。担当委員４人で確認してまいりました。事務局の説明のとおり，これは親子関係でございます。異議なしでございます。以上，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。18番白幡委員。
18番白幡委員	18番白幡です。今回の申請は，東京のお孫さんの名義になっている土地を地元のお祖母さんに譲り渡して，畑として耕作するということで問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。22番佐藤委員。
22番佐藤委員	22番佐藤です。24日の日曜日に４名で現地を見てまいりました。親から子への贈与ということで問題ありません。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。27番小野寺委員。
27番小野寺委員	27番小野寺です。さっき話したように，22日に大谷の委員全員で現地を確認いたしました。田については及川次長が話したとおり，農地復興事業によって基盤整備した場所であります。贈与ということで問題ないと思います。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。申請地の方は，田として立派に整備されておりますので，このまま贈与していただいて耕作してもらえれば，何ら問題ございません。以上です。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。23番及川委員。
23番及川委員	23番及川です。先日，金野委員さんと現地を確認してまいりました。以前から耕作していた農地でございますので，問題ないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号８番は，私の担当であります。当該地は鉄塔の下ではありますが，隣接している土地が譲受人の土地であります。耕作するということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から８番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も，譲り受け後も引き続き農地として耕作するということで，許可要件も満たしております。許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。

	質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書７ページをお開き願います。受付番号１番，瘻槻。議案関係図面は 66 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりです。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は太陽光発電。太陽光パネル 220 枚。排水はございません。再生可能エネルギー固定価格買取制度による太陽光発電設備を設置するものでございます。先月，御審議いただいた案件と同一の土地の案件です。前回の案件は申請者により，いったん取下げられて計画面積を小さくしたものを再度申請したものであります。 受付番号２番，赤岩五駄鱈。議案関係図面は 71 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりです。都市計画区域内。第一種低層住居専用地域。農業振興地域外。第３種農地と見ております。目的はカーポートの建築です。こちらの方につきましては始末書の提出がございました。 以上，受付番号１番と２番の２件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。23 日に委員全員で確認して来ました。先月も見た案件ですけれども，また申請が新たに出たということで，また見て来ました。周りの農地がほとんど申請者の農地で，排水もございませんので問題ないということで見て来ました。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。９番齋藤委員。
９番齋藤委員	９番齋藤です。土曜日の日に３人で見てまいりましたけど，カーポート建築となっていますけど，始末書が出ていますので，申し訳ないということで，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。１番は事業計画の面積の縮小ということで，許可相当と思われます。

	２番も，ですね，事前着工していたということでございますけども，始末書の提出がございましたので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書９ページをお開き願います。受付番号１番，唐桑町明戸。議案関係図面は 75 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域内。農用地区域外。第２種農地と見ております。現況は休耕でございます。契約内容は売買。目的は一般住宅建築でございます。居宅２階建１棟 123.37 ㎡。車庫 115.52 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号２番，茗荷沢。議案関係図面は 80 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域外。第２種農地と見ております。現況は休耕でございます。契約内容は売買。目的は一般住宅建築です。居宅平屋建て１棟 85.29 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号３番，中山。議案関係図面は 84 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域外。第２種農地と見ております。現況は休耕でございます。契約内容は売買。事業概要は宅地拡張 49 ㎡でございます。東日本大震災の際，隣接する宅地の石垣が崩壊し，建物の倒壊を防ぐために申請者の亡き父親が急遽擁壁工事をし，以降住宅敷地の一部として利用していたものです。始末書の提出があります。 受付番号４番，東中才。議案関係図面は 87 ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域内。農用地区域外。第３種農地と見ております。現況は休耕であります。契約内容は売買。目的は駐車場建設であります。土地造成 30 ㎡です。 以上，受付番号１番から４番の４件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。５番三浦委員。
５番三浦委員	５番三浦です。排水に関しても問題ないと思われますので，問題なしと思います。

議　　長	受付番号２番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。23 日の日に委員４人で確認して来ました。現地は，ここもポツポツと住宅街になりつつあるところでありまして，市道に面して，市道側溝も整備されておりまして，まったく問題ないと見て来ました。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。この申請は宅地の拡張ということで，畑としては長年利用されていない土地でしたので，今回の申請に問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号４番は，私の担当であります。当該地は第３種農地であります。既に住宅が建っているところであります。何らかの関係で，ちょっと残ったのではないかと思って見て来たのですが。まぁ，住宅地の中にあるということで，隣接する農地にも影響がないということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番から４番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。地区担当委員が現地調査の結果，問題がないということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 11 ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町岳の下。議案関係図面は 90 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。都市計画区域外。農用地区内でございます。農地以外に供された事由は，申請地は昭和 56 年，町道中道線拡幅工事に伴い地形が耕作に不適になったことと，隣接する杉林の成長により作物の成長に悪影響が拡大。更に，竹林の進出により耕作不能地が拡大したものでございます。農地以外に供された時期は昭和 56 年月日不詳です。 受付番号２番，三作浜。議案関係図面は 93 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。都市計画区域外。農振地域外でございます。農地以外に供された事由は，申請地は長年にわたり耕作を行っておらず，山林化しており，耕作が困難な土地となってしまいました。今後も耕作等は行わないため，農地としての復元性はございません。農地以外に供された時期は昭和年月日不詳です。

	受付番号３番，中山。議案関係図面は 96 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。都市計画区域外。農振地域外でございます。農地以外に供された事由は，申請地は昭和 53 年頃，耕作を放棄し，その後雑木が繁茂，山林化が進み，現在も山林状態であり耕作地への復旧が極めて困難であります。農地以外に供された時期は昭和 53 年月日不詳でございます。 以上，受付番号１番から３番の３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	議案第５号受付番号１番について，８番金野政義委員が，農業委員会法第 31 条の規定により議事参与の制限に該当しますので，関係事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 なお，関係事案の終了後に着席していただきます。 ８番金野政義委員，退席をお願いします。 （８番金野政義委員，退席）
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
議　　長	受付番号１番はいかがですか。７番熊谷委員。
７番熊谷委員	７番熊谷です。23 日の日に４名で現地確認して来ました。事務局から説明があったとおり，耕作不能地が拡大しており許可相当だと思います。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。申請地は山林化しているということで，農地への復元性がないと思われますので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号受付番号１番について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号受付番号１番について，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。 ８番金野政義委員の着席を認めます。 （８番金野政義委員，着席）
議　　長	それでは，受付番号２番からの審議を始めます。 それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

	受付番号２番と３番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。この申請地は長年にわたって耕作を行っておらず，山林化した状態で木々が生い茂った状態で，今後，農地への復元性は難しいと思います。両方とも今回の申請に問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番と３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。２つの案件とも農地への復元性がないと思われますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第５号受付番号２番と３番について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号受付番号２番と３番について，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 13 ページをお開き願います。受付番号１番，赤岩迎前田。議案関係図面は 99 ページになります。地番，地目，地積，賃貸人，賃借人は議案書記載のとおりです。利用権設定期間は，公告日の翌日から５年間です。賃借人の経営面積は 5,110 ㎡，年間従事日数は 150 日，農機具はトラクター，田植え機各１台。目的は水稲です。以上，農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の要件を満たしていると考えます。 以上で議案第６号の説明を終わります。
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。３番尾形委員。
３番尾形委員	３番尾形です。23 日の日に現地を見てまいりました。綺麗に管理されており許可妥当だと思います。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。申請地を借り入れて，面積を増やして耕作するということですので，許可相当だと思われます。異議ございません。

議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声 ）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第８，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）
及 川 次 長	（内容説明） それでは，資料，農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は，合計４件，５筆，1,370 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。４ページの地図の表示ですけども，唐桑町明戸と書いてありますけど，これ内松川の間違いではないですか。
議　　長	はい，事務局。
及 川 次 長	大変失礼いたしました。そのとおりでございます。訂正いたします。すみませんでした。
議　　長	ほかにありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴 木 主 任	（報告朗読）
及 川 次 長	（内容説明） それでは，資料，公共事業における農地の一時貸借４月総会報告をお開きください。今月は，県の公共事業につきまして，２件，14 筆，7,823.84 ㎡，市の公共事業につきまして３件，９筆，2,956.78 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。

全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第９，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 11 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後３時 令和４年４月 27 日 気仙沼市農業委員会